

## 第 10 回議会改革特別委員会会議録（要旨）

日 時	令和 2 年 10 月 27 日（火）午前 10 時～午前 11 時 45 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 木村さゆり 富田えいじ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 広報広聴に関する協議の場について

(委員長) 瀬戸市議会、稲沢市議会、知多市議会、会津若松市議会への質問事項の回答を事前に配付した。先進地を参考にして、広報広聴に関する協議の場として、全議員で活動するか、少人数で活動するか意見を伺いたい。

(無党派) 全議員がよい。意思決定の方法を決める必要があるが、全議員の合意形成がとれるのでスムーズに意思決定できるとよい。

(公明党) 全議員がよい。

(香流) 意思決定が難しいかもしれないが全議員がよい。

(改革ながくて)

少人数としている議会がデメリットとしてあげているように関わりが薄くなったり、全議員の意見が反映できないことが多いことから全議員で進めた方がよい。組織と意思決定の場は考えていく必要がある。

(委員長) 全議員で活動することとする。名称について意見を伺いたい。

(委員) 広報広聴協議会がよい。

(委員長) 広報広聴協議会としてよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 組織や規定等は、5月に協議会をスタートしやすいように決めたほうがよいか意見を伺う。

(委員) 方向性は出しておいた方がよい。

(委員) 5月からスタートできるよう決めておいた方がよい。

(委員) 枠組みは決めておいたほうがよい。

(委員) すぐ機能できるよう特別委員会で進めた方がよい。組織図や意思決定も明

確にしておいた方がよい。

(委員) この特別委員会に決定権はあるのか。最終意思決定は議会運営委員会か全員協議会ですか。

(委員長) 会議規則の改正については案を作成し議会運営委員会で諮ってもらい。最終合意は全員協議会等開いてもらい確認してもらい。

(委員長) 瀬戸市議会の組織図を資料として配付したが、長久手市議会の組織はどうするか意見を伺いたい。

(委員) 議会だよりは実務として部会で行うとよい。広報としてSNS発信の効果的な方法、広聴の方法も決める必要がある。瀬戸市議会の場合、広報広聴協議会と作業部会の間には広報広聴協議会理事会があり意思決定に時間がかかりそうで、長久手市議会にはそぐわないのではないかなと思う。意思決定をスムーズに進めるには理事会はなくてもよいのではないかな。

(委員) 議員の人数も違うため、瀬戸市議会のように重厚にしないでよいのではないかな。

(委員) 広報広聴協議会の組織として2段階にする必要はないと思う。

(委員) 理事会程のものは必要ないと思う。広報広聴には議長の思いも反映する必要があるため議長を除いてしまうのはどうなのか。正副部会長と正副議長が話し合う場は設ける必要がある。部会が共同でやる場合は議長も入って調整する等の調整する場は必要である。

(副委員長) 理事会を挟むことにより承認されたら協議会へあげ、承認されなければ部会へ返すことになり負担が大きくなる。協議会で共有し、部会で話し合うのがよいのではないかな。

(委員) 作業部会の所管事務によって人数割も変わってくる。部会という形式にこだわらず柔軟に対応する方法もある。

(委員長) 組織のこと、部会の人数割について、所管について会派に持ち帰り意見を伺うこととする。

(事務局) 6月30日の会議に瀬戸市議会広報広聴協議会の組織の年間の開催回数について聴き取りした資料を配付している。

(委員長) 協議会が年1回、定例会後に理事会が年4回となっている。参考としてして会派の意見を伺ってほしい。

## (2) 議員間討議について

(委員長) 議員間討議を仮議案を作成し練習として実施するか、定例会の委員会で実施するか意見を伺いたい。

(無会派) どちらがよいかは今後意見をきく。委員長には議員から2日前には申し出るようにすると実施しやすくなる。

(公明党、香流)

開会日前日までに申し出ることが難しいため、委員会の3日前に申し出る

などして開催しやすくするとよい。仮議案ではなく12月か3月の定例会の委員会でやってみるのがよい。

(委員) 議案質疑で議員間討議をやるか見極める必要がある。委員長が事前に聞いた方がよいのであれば事前に締め切り日を設けた方がよい。質疑を聞いた後に申し出る方がよい。

(委員長) 議員間討議の先進地の事例では、事前に意向表明するのではなく、委員会審査の流れとして議案の質疑が終わるとその都度、議員間討議があるかないかを聞いている議会もある。

(改革ながくて)

まずは、議員間討議をやってみる。議案質疑後に討議を申し出るのがよい。随時、議案に対してやるかどうか確認すると日程のこともあるため、賛否が分かれる議案にしぼって議員間討議を行ってはどうか。

(委員長) 議員間討議のやり方については、会派に持ち帰り意見を伺いたい。

<休憩：午前10時48分>

<再開：午前11時00分>

### (3) 所管事務調査について

(委員長) 委員会視察の課題であるが、委員会視察は予算消化になっていると感じるという意見があった。現状、委員会視察は、視察後の報告で終わっている。常任委員会の任期が2年であるため、2年間の目標、課題をあげ、視察、報告、提言ができるとういと思うが意見を伺いたい。

(委員) 視察後報告書を作成し、委員長がまとめて全議員へ報告しているが、さらにふみこんで議論できるのではないかな。

(委員) 一歩進んだ在り方が必要である。2年だから遠い所へ視察へ行くのではなく、近くても参考となる所はある。予算の消化ではなく価値のある所へ行くべきである。

(委員) 視察へ行く前は話し合いをするが、視察後に本市はどうなのか等の話し合いがあってもよかった。

(委員) 委員会のやり方は随分変わってきた。2年の任期は長いという意見もある。委員長に大きな負担がかかっているような気がする。物事を決めるには委員会活動を重視した方がよい。市内の場合の所管事務調査の手続きが簡単にできるとよい。また、市内の現場の状況を確認する所管事務調査の報告書が必要なかとも思う。スピーディーに、機動的にできたらよい。

(副委員長) 行政視察の行き先については、受け入れ先が行けるかどうかがあるため目的がこじつけになってしまうこともある。目的を決めて視察へ行き、委員会や一般質問で取り上げるなどPDCAサイクルを導入できるとよい。

(委員長) 所管事務調査について会派に持ち帰り意見を伺いたい。

### 3 その他

(委員長) 録画映像配信をスマホ対応できるように予算要求をするにあたり、システムが変わるため過去の映像が閲覧できなくなる。閲覧できるようにするにはデータを変換する費用が必要である。新たなシステムとなればそれ以降の録画映像は残ることになる。要綱によると過去4年分と現年分を配信することになっている。録画映像の視聴件数によると過去の映像の視聴件数は少ない。正式な会議録は閲覧できる。過去の映像をどうするか意見を伺いたい。

(委員) 過去の分の変換は必要ない。

(委員) 現状は、平成23年から閲覧できる。要綱まで変えて運用するのか。要綱に合わせるのであれば4年前までは閲覧できるようにする必要があると思う。

(委員) 新たなシステムにする予算と過去のデータを変換すると更に予算が必要となるため予算要求はとおりにづらい。市民サービスの観点からもシステムの更新は必要である。過去の映像にこだわるのは議員個人であるため、会議録等で確認してもらえばよいのではないか。市民に関して閲覧できなかったものが閲覧できるようになるということを優先させたい。

(委員) 4年ごとで更新するので4年後は1年分が削除されるということによいか。

(議長) 要綱には5年分となっているが、委託先から削除の請求がないため、4年前以前のものも残っている状況である。

(委員長) 会派に持ち帰り意見を伺うこととする。

(委員) こうしたいがどうかということがないと説明できない。

(事務局) 新たなシステムにするといろいろな情報機器で閲覧できるようになる。会議録が正式な記録であるが、新たなシステムにした場合、平成23年からの録画映像が閲覧できなくなる。閲覧できるようにするにはデータ変換の費用が必要となる。要綱によれば過去4年分と現年分の配信をすることになっているが、過去の録画映像の変換はせず、市民サービスのためのシステム更新はしたいと考えている。

(委員長) 次回、会派の意見を伺う

- ・広報広聴に関する協議の場について、組織はどうするか。
- ・議員間討議について、開会日までに意向表明することについてどうするか、委員会の議案審査の流れとしてやることについてはどうか。
- ・所管事務調査について、視察の在り方、課題をみつけて目標設定、市内の所管事務の在り方についてどうするのがよいか。
- ・録画映像配信のスマホ対応について、過去の録画映像をどうするか。

(委員長) 次回の会議は11月13日午前10時からとする。

以上で議会改革特別委員会を終了する。